

青森県報

号外第十四号

平成二十一年
三月二十五日
(水曜日)

目 次

条 例

青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例……………	(情 システ ム課報)	…三
青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例	(新 創 造 業 課)	…七
地方独立行政法人青森県産業技術センターへの職員の引継ぎに係る内部組織を定める条例……………	(農 林 水 産 策 課)	…九
青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例	(建 築 住 宅 課)	…一〇
青森県統計調査条例……………	(統 計 分 析 課)	…一六
青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例……………	(人 事 課)	…三三
青森県職員定数条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三三
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三七
職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三七
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三六
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…三六
青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	(総 務 学 事 課)	…三六
青森県市町村振興基金条例の一部を改正する条例……………	(市 町 村 振 興 課)	…三九
青森県公舎条例の一部を改正する条例……………	(財 産 管 理 課)	…四〇
青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………	(民 生 活 文 化 課)	…四四
青森県環境保全基金条例の一部を改正する条例……………	(環 境 政 策 課)	…四四

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(自 然 保 護 課)	…四四
青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(医 療 薬 務 課)	…四四
青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	(保 健 衛 生 課)	…四七
青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例の一部を改正する条例……………	(高 齢 福 祉 課)	…四七
青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…四七
青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(こ ど も み ら い 課)	…五〇
青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(工 業 振 興 課)	…五二
青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…五二
青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(同)	…五三
青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(労 政 ・ 能 力 開 発 課)	…五三
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例……………	(同)	…五三
青森県水族館条例の一部を改正する条例……………	(観 光 企 画 課)	…五五
青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(道 路 課)	…五五
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港 湾 空 港 課)	…五六
青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都 市 計 画 課)	…五六
青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(建 築 住 宅 課)	…五七
青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例……………	(病 院 局 経 営 企 画 室)	…五七
青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(教 育 庁 教 職 員 課)	…五八

青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八号

青森県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存、作成、縦覧等又は交付等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号）第二条第二号

に掲げる県の機関（以下「県の機関」という。）を除く。

二 条例等 県の条例並びに県の機関の定める規則及び規程（以下「規則等」という。）をいう。

三 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

五 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。

六 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。

七 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。

八 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。

九 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第二条第六号に掲げる申請等として行うものを除く。

（電磁的記録による保存）

第三条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則等で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により

行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第四条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則等で定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3 第一項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(規則等で定めるものに限る。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第六条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則等で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であつて規則等で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

（経過措置）

第七条 この条例の規定に基づき規則等を制定し、又は改廃する場合においては、その規則等で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（施行事項）

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

2 青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「又は」を「若しくは」に改め、「置かれる機関」の下に「又は県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五

年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。) 若しくはその理事長」を加える。

(青森県小規模水道規制条例の一部改正)

3 青森県小規模水道規制条例(昭和四十七年十二月青森県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「書類」の下に「(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)(の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)(」を加える。

青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第九号

青森県知的財産による新事業等の創出の推進に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、知的財産による新事業等の創出に関する県の責務並びに事業者、大学等及び金融機関に期待される取組を明らかにするとともに、知的財産による新事業等の創出の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、知的財産による新事業等の創出の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の経済の健全な発展、本県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この条例において「知的財産による新事業等の創出」とは、知的財産の創造、保護及び活用による新たな事業及び付加価値の創出をいう。

（県の責務）

第三条 県は、知的財産による新事業等の創出の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

（事業者の取組）

第四条 事業者は、知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、知的財産による新事業等の創出に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（大学等の取組）

第五条 大学その他の研究機関（以下「大学等」という。）は、本県における新たな事業及び付加価値の創出に資する研究並びにその成果の普及に自立的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

（金融機関の取組）

第六条 金融機関は、知的財産による新事業等の創出に取り組む事業者に対する支援その他の本県における知的財産による新事業等の創出に資する業務の実施に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（連携の強化）

第七条 県は、知的財産による新事業等の創出の効果的な実施が図られるよう、県、事業者、大学等、金融機関その他関係機関の連携の強化を図るも

のとする。

(啓発)

第八条 県は、事業者の知的財産及び知的財産による新事業等の創出に対する理解と関心を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(相談処理体制の整備)

第九条 県は、知的財産による新事業等の創出に関する相談を適切かつ迅速に処理するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、知的財産による新事業等の創出の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

地方独立行政法人青森県産業技術センターへの職員の引継ぎに係る内部組織を定める条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十号

地方独立行政法人青森県産業技術センターへの職員の引継ぎに係る内部組織を定める条例

地方独立行政法人青森県産業技術センターに係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十九条第二項に規定する条例で定める県の

内部組織は、平成二十一年三月三十一日における青森県工業総合研究センター、青森県農林総合研究センター、青森県水産総合研究センター及び青森

県ふるさと食品研究センターとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。）第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定、法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定及び法第十条の規定による認定計画実施者の地位の承継の承認の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、平成二十一年六月四日から施行する。

別表（第二条関係）

手数料を納入すべき者	名 称	区	数 分		金 額
			区	分	
一 法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	知事が定める者があらかじめ法第六条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた場合	一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合		六千円
			住戸の数が五以下の共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る住戸の場合		一万二千円を一の共同住宅等に係る住戸について行われる法第五条第一項から第三項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額
			住戸の数が六以上十以下の共同住宅等に係る住戸の場合		二万千円を認定申請数で除して得た額
			住戸の数が十一以上二十五以下の共同住宅等に係る住戸の場合		三万千円を認定申請数で除して得た額
			住戸の数が二十六以上五十以下の共同住宅等に係る住戸の場合		五万八千円を認定申請数で除して得た額

	<p>長期優良住宅建築等計画の変更 の認定（法第九条第一項の規定 による申請に係るものを除く。） を受けようとする者</p>		
	<p>長期優良住宅建 築等計画変更認 定申請手数料</p>	<p>知事が定 める者が あらかじめ 法第六 条第一項 各号（第 三号を除 く。）に 掲げる基 準に適合 すると認 めた場合</p>	
<p>住戸の数が百一以上二百以下の共 同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>百九十五万円を認定申請数で除し て得た額</p>	<p>住戸の数が二百一以上三百以下の 共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>二百七十九万円を認定申請数で除 して得た額</p>
<p>住戸の数が三百一以上の共同住宅 等に係る住戸の場合</p>	<p>三百四十二万円を認定申請数で除 して得た額</p>	<p>一戸建ての住宅の場合</p>	<p>三千円</p>
<p>住戸の数が五以下の共同住宅等に 係る住戸の場合</p>	<p>六千円を一の共同住宅等に係る住 戸について行われる法第八条第二 項において準用する法第五条第一 項から第三項までの規定による長 期優良住宅建築等計画の変更の認 定の申請の数（以下「変更認定申 請数」という。）で除して得た額</p>	<p>住戸の数が六以上十以下の共同住 宅等に係る住戸の場合</p>	<p>一万円を変更認定申請数で除して 得た額</p>
<p>住戸の数が十一以上二十五以下の 共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>一万五千円を変更認定申請数で除 して得た額</p>	<p>住戸の数が二十六以上五十以下の 共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>二万九千円を変更認定申請数で除 して得た額</p>

<p>三 法第八条第一項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定（法第九条第一項の規定による申請に係るものに限る。）を受けようとする者</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定） 認定申請手数料</p>	<p>住戸の数が二百一以上三百以下の共同住宅等に係る住戸の場合 住戸の数が三百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合</p>	<p>百三十九万円を変更認定申請数で除して得た額</p>
<p>四 法第十条の規定による認定計画実施者 画実施者の地位の承継の承認を受けようとする者</p>	<p>認定計画実施者 地位承継承認申請手数料</p>		<p>住戸の数が三百一以上の共同住宅等に係る住戸の場合</p>

備考

一 一の共同住宅等に係る住戸について行われる法第五条第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請の数を一とみなして表の第一号の規定を適用する。

二 一の共同住宅等に係る住戸について行われる法第八条第二項において準用する法第五条第二項又は第三項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が一の者による場合（当該申請の数が一の場合を除く。）は、当該申請の数を一とみなして表の第二号の規定を適用する。

三 法第六条第二項（法第八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、表の第一号又

は第二号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）別表第一号の規定の例により算定した額（一の共同住宅等について同時に法第六条第二項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。

四 法第六条第二項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における当該審査に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定を伴うときの長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、前号の規定にかかわらず、表の第一号又は第二号及び前号の規定により算定した額に、当該審査に係る一戸建ての住宅又は共同住宅等について青森県建築確認申請等手数料等徴収条例別表の第六号の表の規定の例により算定した額に百分の五を乗じて得た額（一の共同住宅等について同時に法第六条第二項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額）を加算した額とする。

五 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

青森県統計調査条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県統計調査条例

青森県統計調査条例（昭和二十五年三月青森県条例第十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、統計調査の実施及び調査票情報の利用等に関し必要な事項を定めることにより、正確かつ効率的な統計の作成に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「統計調査」とは、県が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 県がその内部において行うもの
- 二 統計法（平成十九年法律第五十三号）及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、統計法第二条第三項に規定する行政機関等（県を除く。以下「行政機関等」という。）に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 三 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条第五号に規定する事務に関して行うもの
- 2 この条例において「特定統計調査」とは、統計調査のうち特に重要なものとして規則で定めるものをいう。
- 3 この条例において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

（実施等の告示）

第三条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を告示しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求めると事項及びその基準となる期日又は期間

四 報告を求めると者

五 報告を求めるとために用いる方法

六 報告を求めると期間

七 次条第一項の規定により報告を求めると場合にあっては、その旨

(報告義務)

第四条 知事等は、その行う特定統計調査のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めるとことができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に關し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合に於いては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(統計調査員)

第五条 知事等は、その行う統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(立入検査等)

第六条 知事等は、その行う特定統計調査の正確な報告を求めると必要があると認めるとときは、当該特定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に關し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係

者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(結果等の公表)

第七条 知事等は、特定統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該特定統計調査の結果及び特定統計調査に関し規則で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 前項の規定は、特定統計調査以外の統計調査の結果等の公表について準用する。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、統計調査の実施に関し必要な事項は、知事等が定める。

(調査票情報の二次利用)

第九条 知事等は、次に掲げる場合には、調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第十条 知事等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供するこ

とができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として規則で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として規則で定めるものを行う者 当該規則で定める統計の作成等

(調査票情報の提供を受けた者による適正な管理)

第十一条 前条の規定により調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

- 一 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者であつて、当該調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

- 二 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

- 2 第十条の規定により調査票情報の提供を受けた者又は当該者から当該調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報をその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(罰則)

第十三条 前条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以

下の罰金に処する。

2 前条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 特定統計調査に関する業務に従事する者で特定統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定に違反して、特定統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第四条に規定する特定統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

三 第六条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十四条 前条第一項から第三項までの罪は、県の区域外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）（前に改正前の青森県統計調査条例（以下「旧条例」という。）（第二条第二項の規定によつてした告示は、改正後の青森県統計調査条例第三条の規定によつてした告示とみなす。

3 施行日前に公表されていない調査の結果に対する旧条例第九条の規定の適用については、なお従前の例による。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表を次のように改める。

名 称	位 置	所管区域
青森県病害虫防除所	黒石市	県内全域

附 則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、青森県農林総合研究センター病害虫防除室及び青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室の長が行った行政処分その他の行為又は青森県農林総合研究センター病害虫防除室及び青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防除室の長に対して行った申請その他の行為は、青森県病害虫防除所の長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十四号

青森県職員定数条例の一部を改正する条例

青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十号中「九六〇人」を「一、〇七〇人」に、「八九〇人」を「一、〇〇〇人」に改め、同項中「七、一七五人」を「七、二八五人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員 の 給与 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 を ここ に 公布 する 。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

職員 の 給与 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例

職員 の 給与 に関する 条例 （昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第七条の三第一項中「五年以内の」を「十五年以内、第四号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から五年以内の」に改め、同項第一号中「三十万六千九百円」を「四十一万九百円」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの

月額 三万円

第十一条の二第二項中「第五条の二」を「第六条」に改め、同条第二項中「百分の二十五をこえない」を「百分の十二を超えない」に改める。

第十一条の三第一項中「(当該異動又は公署の移転の日から起算して三年を経過する際人事委員会の定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間)」を削り、「百分の六」を「百分の二」に改める。

第十一条の四第三項中「百分の二十五をこえない」を「百分の十二を超えない」に改める。

第十一条の五第一項中「(当該異動又は学校等の移転の日から起算して三年を経過する際省令で定める基準に従い人事委員会規則で定める条件に該当する者にあつては、更に三年以内の期間)」を削り、「百分の四」を「百分の二」に改める。

第十二条、第十七条第一項、第十九条第五項及び第十九条の四第三項中「給料の月額」を「給料月額」に改める。

第十九条の六第二項中「二万二百円」を「一万五千九百円」に改める。

第十九条の七第一項中「教頭(市町村立の高等学校にあつては、定時制の課程に関する校務を整理するものに限る。)、」を削り、「その者の給料月額」の百分の十に相当する額」を「月額一万二千六百円」に改める。

第十九条の八第一項中「校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）及び」及び「定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭並びに」を削り、「その者の給料月額に百分の十（管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の八を超えない範囲内において任命権者がそれぞれ定める割合）を乗じて得た額の」を「月額一万二千六百円を超えない範囲内において、」に改める。

第十九条の九第二項中「前項の職員の受ける給料月額に、百分の八以内」を「一万二千六百円を超えない範囲内」に改め、「支給割合を乗じて得た」を削る。

別表第四のイの備考（一）中「~~職員の~~」の次に、「~~職員の~~」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改める。

12 前三項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第十九条第五項（給与条例第十九条の四第四項において準用する場合を含む。以下

この項において同じ。）の規定の適用については、給与条例第十九条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等

の一部を改正する条例（平成十八年三月青森県条例第九号）附則第九項から第十一項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

3 次に掲げる条例の規定中「第七条」を「第七条の二」に改める。

一 任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十八号）第六条第一項

二 任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月青森県条例第八十八号）第五条第一項

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

4 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「給料の月額」を「給料月額」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

5 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の表第十九条第四項の項及び第十九条第五項及び第十九条の四第三項の項中「給料の月額」を「給料月額」に改め、同表第十九条第五項の項を削る。

第二十五条中「給料の月額」を「給料月額」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

6 次に掲げる条例の規定中「給料の月額」を「給料月額」に、「管理職手当、地域手当」を「地域手当並びに管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当」に、「及び農林漁業普及指導手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当並びに」を「農林漁業普及指導手当及び」に改める。

一 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第一号）第三条第一項

二 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年三月青森県条例第二号）第三条第一項

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部改正)

7 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例(昭和四十六年十二月青森県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十九条の七、第十九条の八」を削る。

職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員給与の特例に関する条例(平成十四年三月青森県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「職員の」を削り、同条中「平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日」を「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日」に、「おける職員」を「おける給与条例第七条の二第一項に規定する職にある職員(知事が定める職員を除く。)(」に改め、「百分の三を超えない範囲内で知事が定める割合(給与条例第七条の二第一項に規定する職にある職員(知事が定める職員を除く。以下「管理職員」という。)にあつては、「を削り、「百分の四から百分の六」を「百分の三から百分の五」に、「割合」を「割合」に、「減じた額(給与条例別表第四)を「減じた額(同表」に、「額等」を「額」に、「となる職員」を「となる当該職員」に改め、同条第一号中「第十五条第三項又は」を「第十五条第三項」に、「第二十五条の規定による勤務しない一時間につき減額する額の算出の基礎となる地域手当の月額並びに」を「第二十五条、」に改め、「管理職手当、」及び「産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林漁業普及指導手当並びに人事委員会規則で定める手当のうち知事が定める手当」

を削り、同条中第二号から第五号までを削り、第六号を第一号とする。

第三条を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第三条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員（知事が定める職員を除く。以下「職員」という。）の給料月額については、改正前の職員の給与の特例に関する条例第二条の規定は、なおその効力を有する。

3 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における職員の給与に関する条例第七条の二第一項に規定する職にある職員（知事が定める職員を除く。）の管理職手当の額については、改正前の職員の給与の特例に関する条例第三条及び附則第二項の規定は、なおその効力を有する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加え、同項第二号中「第五条の三」を「第七条」に、「第五条の二」を「第六条」に改める。

第二条第三号を次のように改める。

三 福祉業務手当

第二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを削り、第十号を第六号とし、第十一号を削り、第十二号を第七号とし、第十三号を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 放射線取扱手当

十 食肉衛生検査手当

第二条中第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、第十六号を第十三号とし、第十七号を削り、第十八号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 犯則取締等手当

第二条中第十九号を削り、第二十号を第十六号とし、第二十一号及び第二十二号を削り、第二十三号を第十七号とし、第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第十八号とし、第二十七号を削り、第二十八号を第十九号とし、第二十九号を第二十号とする。

第三条中「業務」の下に「で人事委員会の定めるもの」を加える。

第四条中「次の各号に掲げる額」を「同条の業務に従事した日一日につき六百円」に改め、各号を削る。

第六条中「作業」を「同条各号の作業に従事した日」に、「二百九十円」を「三百円」に改める。

第七条及び第八条を次のように改める。

第七条及び第八条 削除

第九条の前の見出しを「(福祉業務手当)」に改め、同条を次のように改める。

第九条 福祉業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 地域県民局等人事委員会の指定する公署に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、福祉に関する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

二 職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十九条の二の二第一項の規定により精神障害者を移送した場合

第十条中「の各号」を削り、同条第一号中「前条」を「前条第一号」に、「一万二千八百円」を「一万八千九百円(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「短時間勤務職員」という。))にあつては、その業務に従事した日一日につき九百円)」に改め、同条第二号中「前条」を「前条第一号」に、「その」を「同条各号の」に、「六百円」を「六百円」に改める。

第十条の二及び第十条の三を削る。

第十二条の二から第十四条までを削り、第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条の五中「当該職員の給料月額百分の十に相当する額」を「一万八千九百円(短時間勤務職員にあつては、同条の業務に従事した日一日につき九百円)」に改め、同条を第十二条とし、第十条の四を第十一条とする。

第十六条中「前二条」を「前条」に、「任命権者」を「任命権者」に改める。

第十六条の二中「漁ろう手当」を削る。

第十六条の三及び第十六条の四を削る。

第十七条の七第一号中「一万七千三百円」を「六千三百円（短時間勤務職員にあつては、その作業に従事した日一日につき三百円）」に改め、同条第二号中「二百三十円」を「三百円」に改める。

第十七条の八から第十七条の十までを次のように改める。

第十七条の八から第十七条の十まで 削除

第十七条の十二中「三千三百円」を「千六百元」に改める。

第十七条の十三から第十七条の十六までを次のように改める。

（放射線取扱手当）

第十七条の十三 放射線取扱手当は、地域県民局等人事委員会の指定する公署に勤務する診療放射線技師又は診療エックス線技師が、エックス線その他の放射線を人体に照射する作業に従事したとき（人事委員会が定める場合に限る。）に支給する。

第十七条の十四 前条の手当の額は、同条に規定する場合に該当することとなつた月一月につき六千三百円の範囲内で、人事委員会が定める。

（食肉衛生検査手当）

第十七条の十五 食肉衛生検査手当は、食肉衛生検査所に勤務する職員が、獣畜のと殺若しくは解体の検査又は食鳥検査の業務に従事したときに支給する。

第十七条の十六 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき一万八千九百元（短時間勤務職員にあつては、その業務に従事した日

一日につき九百円)

二 前条の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、その業務に従事した日一日につき九百円

第十七条の十八中「四百三十円」を「三百円」に改める。

第十七条の十九中「農林総合研究センターに勤務し、専ら」を「病害虫防除所に勤務する職員が、」に、「に従事する職員で人事委員会が定めるものが、当該事務」を「で人事委員会の定めるもの」に改める。

第十七条の二十中「勤務一月につき一万五千円」を「同条の事務に従事した日一日につき三百円」に改める。

第十七条の二十二中「一万六千二百円」を「一万二千六百円（短時間勤務職員にあつては、同条の業務に従事した日一日につき六百円）」に改める。

第十七条の二十三から第十七条の二十八までを次のように改める。

第十七条の二十三から第十七条の二十八まで 削除

第十七条の三十中「六百五十円」を「三百円」に改める。

第十七条の三十七の前の見出しを「(犯則取締等手当)」に改め、同条を次のように改める。

第十七条の三十七 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 本庁医療薬務課に勤務する職員が、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する職務で人事委員会の定めるものに従事した場合

二 本庁水産振興課に勤務する職員が、漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検査の業務又はこれらの船舶の追跡の業務に従事した場合

三 病害虫防除所に勤務する職員が、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるもの

に従事した場合

第十七条の三十八中「同条」を「同条第一号の職務又は同条第二号若しくは第三号」に、「五百円」を「六百円」に改める。

第十七条の三十九中「若しくは本庁原子力安全対策課」を、「本庁原子力安全対策課若しくは本庁県境再生対策室」に改め、「及び本庁環境政策課」の下に「若しくは本庁県境再生対策室」を加える。

第十七条の四十中「二百三十円」を「三百円」に改める。

第十七条の四十一の前の見出しを「(実習指導手当)」に改め、同条及び第十七条の四十二を次のように改める。

第十七条の四十一 実習指導手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 消防学校に勤務する職員が、消防に関する実習を指導する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

二 営農大学校に勤務する職員で人事委員会の定めるものが、農業に関する実習を指導する業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の四十二 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条第二号の業務に従事することを常例とする職員については、勤務一月につき六千三百円（短時間勤務職員にあつては、その業務に従事した

日一日につき三百円）

二 前条第二号の業務に従事することを常例とする職員以外の職員については、同条各号の業務に従事した日一日につき三百円

第十七条の四十三から第十七条の五十四までを削る。

第十七条の五十五中「の各号」を削り、同条に次の二号を加える。

四 本庁工業振興課に勤務する職員が、火薬類又は高圧ガスによる災害の発生した箇所で行う火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）及び

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定による立入検査の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

五 職員が、回転翼航空機に搭乗して行う災害対策、傷病者の緊急搬送その他の業務で人事委員会の定めるものに従事した場合

第十七条の五十五を第十七条の四十三とし、同条の次に次の二条を加える。

第十七条の四十四 前条の手当の額は、次に掲げる額の範囲内で、人事委員会が定める。

一 前条第一号から第三号までの作業及び同条第四号の業務に従事する職員については、その作業又は業務に従事した日一日につき六百円（日没時から日没時までの間においてその作業又は業務に従事した場合は、九百円）

二 前条第五号の業務に従事する職員については、その業務に従事した時間一時間につき千九百円（著しく危険な業務で人事委員会の定めるものに従事した場合は、当該業務に従事した時間一時間につき二千四百七十円）

（支給の調整）

第十七条の四十五 職員が、同一の日において特殊勤務手当が支給されることとなる業務等に二以上従事した場合その他人事委員会の定める場合には、人事委員会の定めるところにより、従事した業務等に係る第二号第一号から第四号まで及び第七号から第十八号までの手当のうち一以上の手当を支給しないこととすることができる。

第十七条の五十六から第十七条の五十八までを削る。

第十八条第一項中「各号のいずれかに該当する」を「に掲げる」に改め、第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 特別支援学校、小学校又は中学校に勤務する教諭等で人事委員会の定めるものが、障害のある幼児、児童又は生徒に対する授業又は指導に従事する場合

第十八条第一項第六号から第九号までを削り、同項第十号中「漁ろつ作業」を「実習の指導」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「から

第三号まで及び第五号から第九号まで」を、「第三号及び第四号」に、「同項第十号」を「同項第五号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第二号」に改める。

第十九条第一項第二号から第五号までを次のように改める。

二 警衛警護手当

三 犯罪鑑識作業手当

四 交通捜査取締等手当

五 警ら作業手当

第十九条第一項第九号を次のように改める。

九 爆発物等処理作業手当

第十九条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号及び第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、第十五号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、第二十一号を削り、第二十二号を第十七号とし、同条第二項中「専従する場合又は」を「従事する場合に、同項第二号の手当は、」に、「若しくは警護の作業（次項において「指定作業」という。）を「又は警護の作業」に、「前項第二号」を「同項第三号」に、「専従する場合に、同項第六号」を「従事する場合に、同項第六号」に、「火薬等」を「爆発物若しくはその疑いのある物件の解体その他の作業で人事委員会の定めるもの（次項において「解体作業」という。）、「特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）若しくはその疑いのある物質の処理作業その他の作業で人事委員会の定めるもの又は火薬等」に、「同項第十号の手当は、爆発物又はその疑いのある物件の解体その他の作業で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十一号」を「前項第十号」に、「同項第十二号の手当は、警察学校に勤務

する警察職員が術科訓練の指導の業務で人事委員会の定めるものに従事する場合に、同項第十三号の手当は、人事委員会の指定する警察職員が同号に規定する特殊な作業に専従する場合に、同項第十四号を「同項第十一号」に、「第二号、第四号」を「から第四号まで」に、「第十号」を「第九号」に、「同項第十五号」を「同項第十二号」に、「同項第十六号」を「同項第十三号」に、「自然現象又は」を「自然現象若しくは」に、「箇所又は」を「箇所若しくは」に、「通信施設」を「若しくは通信施設」に、「保守又は」を「保守若しくは」に、「人事委員会の認める鑑識作業」を「認められる作業で人事委員会の定めるもの又は山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の搜索若しくは救助の作業」に、「同項第十七号」を「同項第十四号」に、「同項第十八号の手当は、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオロイソプロピル）をいう。以下この項において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質の処理作業その他の作業で人事委員会の定めるものに従事する場合に、前項第十九号を「同項第十五号」に、「同項第二十号」を「同項第十六号」に、「同項第二十一号の手当は、山岳において著しく危険かつ困難な状況の下で行う遭難者の搜索又は救助の作業に従事した場合に、同項第二十二号」を「同項第十七号」に改め、同条第三項の表を次のように改める。

第一号の手当	勤務一日につき 五百六十円
第二号の手当	勤務一日につき 千五百十円
第三号の手当	勤務一日につき 五百六十円
第四号の手当	勤務一日につき 千二百六十円
第五号の手当	勤務一日につき 四百二十円
第六号の手当	勤務一日につき 二百八十円

第七号の手当	死体一体につき 千六百元（死体解剖補助作業その他の心身に著しい負担を与えると認められる作業で人事委員会の定めるものに従事する場合は、三千二百円）
第八号の手当	勤務一回につき 七百三十円
第九号の手当	一 解体作業に従事する場合は、作業一回につき五千二百円 二 解体作業以外の作業又は業務に従事する場合は、勤務一日につき四千六百元
第十号の手当	作業一時間につき 千五百円
第十一号の手当	作業一回につき 千二百四十円
第十二号の手当	一 操縦業務又は整備業務に従事する場合は、勤務一月につき三万円 二 人事委員会の定める業務に従事する場合は、その業務に従事する時間一時間につき六千六百三十円
第十三号の手当	勤務一日につき 千六百八十円
第十四号の手当	勤務一日につき 六百四十円
第十五号の手当	勤務一日につき 千六百四十円
第十六号の手当	勤務一日につき 五百円
第十七号の手当	勤務一日につき 三百円

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年十二月青森県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条各号を次のように改める。

一 統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第六項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報（同条第十一項に規定する調査票情報をいう。以下この号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第七項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同法附則第九条第三項ただし書に規定する情報を除く。）に含まれる個人情報、同法第二条第八項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報及び行政機関（同条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）が同法第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第二条第十項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報

二 青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第二条第三項に規定する調査票情報に含まれる個人情報

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県市町村振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

青森県市町村振興基金条例の一部を改正する条例

青森県市町村振興基金条例（昭和三十九年四月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の適用を受け財政の再建を行っている市町村等」を「地方公共団

体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第八条第一項に規定する財政再生計画につき同法第十条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の同意を得ている市町村」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県公舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

青森県公舎条例の一部を改正する条例

青森県公舎条例（昭和三十六年十月青森県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「占める職員」の下に「及びこれに準ずる者として知事が定める者」を加え、同項に次の一号を加える。

三 県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の役

員及び職員

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条を第十四条とし、第九条を第十条とし、同条の次に次の三条を加える。

（電磁的記録による備置き）

第十一条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下「書面保存等情報通信

技術利用法」という。）第三条第一項の保存は、次に掲げる備置きとする。

一 法第十四条の規定による財産目録の備置き

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等（同項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）及び役員名簿等（同項に規定する役員名簿等をいう。以下同じ。）の備置き

三 法第三十五条第一項の規定による財産目録及び貸借対照表の備置き

2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、前項各号に掲げる備置きに代えて当該備置きを行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録（書面保存等情報通信技術利用法第二条第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の備置きを

行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による作成)

第十二条 書面保存等情報通信技術利用法第四条第一項の作成は、次に掲げる作成とする。

一 法第十四条の規定による財産目録の作成

二 法第二十八条第一項の規定による事業報告書等及び役員名簿等の作成

三 法第三十五条第一項の規定による財産目録及び貸借対照表の作成

2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第四条第一項の規定により、前項各号に掲げる作成に代えて当該作成を行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録の作成を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(電磁的記録による閲覧)

第十三条 書面保存等情報通信技術利用法第五条第一項の縦覧等は、法第二十八条第二項の規定による事業報告書等、財産目録及び役員名簿等の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人は、書面保存等情報通信技術利用法第五条第一項の規定により、前項に規定する閲覧に代えて当該閲覧を行わなければならないとされている書類に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行うときは、規則で定める方法により行わなければならない。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(社員の表決に係る電磁的方法)

第三条 法第十四条の七第三項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県環境保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県環境保全基金条例の一部を改正する条例

青森県環境保全基金条例（平成二年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の見出しを「（基金の処分）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

第四条第二項を削り、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

（運用益金の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十四号

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県狩猟免許申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中「五千三百円」を「五千二百円」に、「四千元」を「三千九百円」に改め、同表第二号中「千円」を「千円」に改め、同表第三号中「二千九百円」を「二千八百円」に改め、同表第四号及び第五号中「千九百円」を「千八百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月十六日から施行する。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び薬事法施行令」を「薬事法施行令」に改め、「政令」という。（ ）の下に「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号。以下「改正法」という。）（第一条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。））、改正法及び薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二号。以下「改正政令」という。）（第一条の規定による改正前の政令（以下「旧政令」という。））」を加え、「並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十九条第一項の規定に基づき行う同法第一条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）（第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可、新法第三十条第一項の規定による配置販売業の許可及び新法第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可に関する事務）」を削り、同条第七号中「一般販売業」を「店舗販売業」に改め、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、同条第十二号中「第三十五条」を「第三十四条」に、「特例販売業」を「卸売販売業」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十三号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「（卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に係る許可証を含む。次号において同じ。）」を削り、同号を同条第二十一号とし、同条第二十四号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、同条に次の十号を加える。

二十五 改正法附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条第二項の規定による一般販売業の許可の更新に関する事務

二十六 改正法附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条第二項の規定による薬種商販売業の許可の更新に関する

事務

二十七 改正法附則第八条の規定により従前の例によることとされる旧法第二十四条第二項の規定による薬種商販売業の許可の更新に関する事務

二十八 改正法附則第十条（改正法附則第十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条第二項の規定による配置販売業の許可の更新に関する事務

二十九 改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第三十条第一項の規定による配置販売業の許可に関する事務

三十 改正法附則第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧法第二十四条第二項の規定による特例販売業の許可の更新に関する事務

三十一 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧政令第四十五条の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事務

三十二 改正法附則第八条、第十四条及び第十五条の規定により従前の例によることとされる旧政令第四十六条第一項及び第二項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事務

三十三 改正政令附則第二条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧政令第四十五条の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付に関する事務

三十四 改正政令附則第二条から第四条まで及び第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧政令第四十六条第一項及び第二項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付に関する事務

別表第十二号中「第二十四条第一項」の下に「又は改正法附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条第一項」を加え、同表第十三号中「第二十四条第二項」の下に「若しくは改正法附則第二条、第五条若しくは第十条の規定によりなおその効力を有するこ

ととされる旧法第二十四条第二項の規定による医薬品の販売業の許可の更新又は改正法附則第八条、第十四条若しくは第十五条の規定により従前の例によることとされる旧法第二十四条第二項」を加え、同表中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十号中「販売業又は」を「販売業若しくは」に、「(卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に係る許可証を含む。)」を「の書換え交付、改正法附則第八条、第十四条若しくは第十五条の規定により従前の例によることとされる旧政令第四十五条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の書換え交付又は改正政令附則第二条から第四条まで若しくは第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧政令第四十五条第一項の「販売業又は」を「販売業若しくは」に、「(卸売一般販売業に係る医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可に係る許可証を含む。)」を「の再交付、改正法附則第八条、第十四条若しくは第十五条の規定により従前の例によることとされる旧政令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証の再交付又は改正政令附則第二条から第四条まで若しくは第六条の規定によりなおその効力を有することとされる旧政令第四十六条第一項の規定による医薬品の販売業の許可証」に改め、同号を同表第三十号とする。

附 則

この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の製品の回収及び廃棄中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同号の製品の回収及び廃棄に1として次のように加える。

- 1 消費者の健康被害（販売食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。）に関する情報を取得したとき又は販売食品等について法の規定に違反する事実があることを発見したときは、速やかに当該情報又は事実を保健所に報告するようにすること。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例の一部を改正する条例

青森県介護保険財政安定化基金拠出金の額の算定に係る割合を定める条例（平成十二年三月青森県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「千分の一」を「零」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第百十五条の二十九第二項」を「第百十五条の三十五第二項」に改める。

第三条の見出しを「（登録試験問題作成機関に試験問題作成事務を行わせた場合の介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の納入等）」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項の規定により登録試験問題作成機関に納入された介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料、第一項」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、「当該」の下に「登録試験問題作成機関、」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第百十五条の三十六第一項」を「第百十五条の四十二第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百十五条の三十一第一項」を「第百十五条の三十六第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十九条の十一第一項の規定により知事が介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務を行わせることとした者（以下「登録試験問題作成機関」という。）が行う当該事務に係る介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料を登録試験問題作成機関に納入しなければならない。

第四条中「介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料」を「介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料、介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料」に、「指定試験実施機関」を「登録試験問題作成機関、指定試験実施機関」に改める。

別表第七号中「第百十五条の二十九第一項」を「第百十五条の三十五第一項」に、「二万二千円」を「一万円」に改め、同表第八号中「第百十五条の二十九第二項」を「第百十五条の三十五第二項」に、「三万三千円」を「二万四千円」に改める。

附則

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第一条第五号の改正規定、第三条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）、同条第四項の改正規定（同項を同条第五項とする部分を除く。）及び別表の改正規定（同表第七号中「一万二千円」を「一万円」に改める部分及び同表第八号中「三万三千円」を「二万四千円」に改める部分を除く。）は、同年五月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の二十九第一項の規定により報告を行つべきであった者に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十九号

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「いう。」又は「を」を「いう。」、「に」に「いう。」を「いう。」又は法第五十条第七号の三の規定により県が支弁する児童自立生活援助実施費用（法第三十三条の六第一項の規定による児童自立生活援助の実施に要する費用をいう。）を「に改める。

第五条第一項中「若しくは児童等入所措置」を「児童等入所措置若しくは児童自立生活援助の実施」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県高圧ガス保安法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第九号中「一万円」を「九千円」に、「九千五百円」を「八千五百円」に、「九千四百円」を「八千四百円」に、「八千九百円」を「七千九百円」に改め、同表第十号中「八千五百円」を「七千六百円」に、「八千円」を「七千百円」に、「六千七百円」を「六千円」に、「六千二百円」を「五千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第十五号中「二万三千円」を「二万七百元」に、「二万二千五百円」を「二万二百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十二号

青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県火薬類取締法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第八号中「一万二千円」を「一万七千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四号中「一万五千七百円」を「一万六千五百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県条例第三十四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県水族館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県水族館条例の一部を改正する条例

青森県水族館条例（昭和五十八年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条（見出しを含む。）及び第五条（見出しを含む。）中「入館料」を「使用料」に改める。

第六条第一項中「水族館」の下に「（食堂施設を除く。）」を加え、同条第二項中「別表」を「別表第一号」に、「入館料」を「使用料」に改め

別表を次のように改める。

別表（第三条、第六条関係）

一 魚類、海獣等の観覧のための利用の場合

年間入館料	普通入館料		区分	金額
	一般	個人		
中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童	一般	団体	個人	金 額
		三十人以上のもの（学校教育活動団体を除く。） 十人以上三十人未満のもの（学校教育活動団体を除く。） （以下「学校教育活動団体」という。）	中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童 一般 中学校生徒、中等教育学校前期課程生徒及び小学校児童	

二 食堂施設の利用の場合

知事が定める額

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県道路占用料等徴収条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号中「道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第十九条」を「令第十八条」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第八号に掲げる応急仮設建築物

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

占 用 物 件		占 位		用 料	
		市 区 域	町 及 び 村 の 区 域	所 在 地	料
第一種電柱	第一種電柱	六三〇円	五三〇円	所 在 地	料
第二種電柱	第二種電柱	九七〇円	八二〇円	所 在 地	料

		法第三十二条第一項 第一号に掲げる工作物											
外径が〇・〇七メートル未満のもの	第三種電柱	一本につき一年	一、三〇〇円	一、一〇〇円									
	第一種電話柱	一本につき一年	五六〇円	四八〇円									
	第一種電話柱		九〇〇円	七六〇円									
	第三種電話柱		一、二〇〇円	一、〇〇〇円									
	その他の柱類		五六円	四八円									
	共架電線その他上空に設ける線類		六円	五円									
	地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	三円	三円									
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	五五〇円	四七〇円									
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	三四〇円	二九〇円									
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、一〇〇円	九五〇円									
	郵便差出箱及び信書便差出箱		四七〇円	四〇〇円									
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	一、〇〇〇円	一、〇〇〇円									
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、一〇〇円	九五〇円										
		二四円	二〇円										

法第三十二条第一項 第二号に掲げる物件		外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	長さ一メートルに つき一年	三四円	二九円	
		外径が〇・一メートル以上〇・二五メートル未満のもの		五一円	四三円	
外径が〇・二五メートル以上〇・二メートル未満のもの	六七円	五七円				
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	一〇〇円	八六円				
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	一三〇円	一一〇円				
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	一四〇円	二〇〇円				
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	二四〇円	二九〇円				
外径が一メートル以上のもの	六七〇円	五七〇円				
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設		地下街及び地下室		階数が一のもの	一、一〇〇円	九五〇円
				階数が二のもの		
			階数が三以上のもの			
		占有面積一平方メートルにつき一年		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		
		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額				
法第三十二条第一項 第五号に掲げる施設		上空に設ける通路	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	一、一〇〇円	九五〇円	
						地下に設ける通路
		その他のもの				

令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料		令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設		令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場		令第七条第八号に掲げる応急仮設建築物		令第七条第九号に掲げる器具		令第七条第十号に掲げる施設	
建築物		その他のもの		その他のもの		上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		その他のもの		トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	
占用面積一平方メートルにつき一月		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一年	
二〇〇円	一〇〇円	一一〇円	九五円	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
				Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
				Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額

別表の備考第六号中「第七条第十号」を「第七条第十一号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第二十七号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例(昭和三十九年七月青森県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十三号中

臨港道路の敷地		もの	年額	年額
外径が〇・一メートル未満のもの		一メートルにつき	年額	四十八円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		一メートルにつき	年額	七十二円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一メートルにつき	年額	九十五円
外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの		一メートルにつき	年額	百九十円
外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの		一メートルにつき	年額	四百八十円
外径が一メートル以上のもの		一メートルにつき	年額	九百五十円

を

臨港道	地 路の敷 臨港道								
外径が〇・一メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの
一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき	一メートルにつき
年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額	年額
三十六円	六百七十円	三百四十円	二百四十円	百三十円	百円	六十七円	五十一円	三十四円	二十四円

に、

臨港道 路の敷 地			
外径が〇・〇七メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	二十円
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	二十九円
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	四十三円
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	五十七円

路の敷 地							
外径が一メートル以上のもの	一メートルにつき	年額	七百十円	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	五十三円
外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	三百六十円	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	七十一円
四メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	百四十円	外径が〇・二メートル以上〇・四メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	七十一円

を

外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	八十六円
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	百十円
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	二百円
外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	一メートルにつき	年額	二百九十円
外径が一メートル以上のもの	一メートルにつき	年額	五百七十円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県条例第三十八号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号ア中「千四百円」を「千円」に、「六百円」を「四百七十円」に、「四十四円」を「二十円」に、「四百四十円」を「二百円」に、「千円」を「九百円」に、「百六十五円」を「百二十五円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県二級建築士及び木造建築士の免許手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号中「一万五千円」を「一万六千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を削る。

第二十一条第二項中「第三条の二」を「第四条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十一号

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県教育職員免許法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」

という。(附則第二条第二項の規定による更新講習修了確認、同条第三項第三号の規定による確認、同条第四項の規定による修了確認期限の延期及び同条第五項の規定による認定に関する事務」を加え、同条第一号中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新及び同条第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長に関する事務

別表第一号中「第十六条の二第一項」を「第二項若しくは第十六条の二第一項若しくは第二項」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同表第一号中「第二項若しくは第五項」を「第三項若しくは第六項」に改め、同表中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

<p>四 法第九条の二第一項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新を受けようとする者</p>	<p>教育職員免許状有効期間更新申請手数料</p>		<p>三千三百円</p>
<p>五 法第九条の二第五項の規定による普通免許状又は特別免許状の有効期間の延長を受けようとする者</p>	<p>教育職員免許状有効期間延長申請手数料</p>		<p>千七百円</p>

別表に次のように加える。

<p>八 改正法附則第二条第二項の規定による更新講習</p>	<p>教育職員免許状更新</p>		<p>三千三百円</p>
--------------------------------	------------------	--	--------------

<p>修了確認又は同条第三項第三号の規定による確認を受けようとする者</p>	<p>新講習修了確認申請手数料</p>		
<p>九 改正法附則第二条第四項の規定による修了確認期限の延期を受けようとする者</p>	<p>教育職員免許状更新講習修了確認期限延期申請手数料</p>		<p>千七百元</p>
<p>十 改正法附則第二条第五項の規定による認定を受けようとする者</p>	<p>教育職員免許状更新講習受講免除認定申請手数料</p>		<p>三千三百円</p>

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。



青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十二号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、一七五人」を「三、一五四人」に、「二九四人」を「二八六人」に、「三、四九〇人」を「三、四四六人」に、「五、八三三人」

を「五、六八一人」に、「二三、八七二人」を「二三、六五七人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例の一部を改正する条例

青森県三内丸山遺跡保存・活用基金条例（平成七年七月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（積立額）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条の見出しを「（基金の処分）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

基金は、次に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限る、これを処分することができる。

第四条第二項を削り、同条を第五条とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第四十四号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例(昭和二十九年六月青森県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「一九六人」を「一九七人」に、「六三八人」を「六四一人」に、「六六〇人」を「六六三人」に、「六八〇人」を「六八二人」に、「二、二七〇人」を「二、二七九人」に、「二、六六九人」を「二、六七八人」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県自動車運転代行業認定申請手数料等徴収条例（平成十四年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一万六千円」を「一万三千円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。



青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「及び道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の法第九十七条の二第一項第三

号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）に従事しようとする者に対する講習に関する事務」を加える。

別表第二十三号中「国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下「政令」という。）第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習」を「運転免許に係る講習に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「運転免許講習規則」という。）第七条第一項に規定する講習」に、「運転免許に係る講習に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第五条第二項」を「運転免許講習規則第七条第二項」に、「運転免許に係る講習に関する規則第一条」を「政令第三十七条の六の二第一号に規定する講習（」を「道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六の二第一号に規定する講習（」に、「対する政令」を「対する道路交通法施行令」に改め、同表に次のように加える。

<p>二十五 認知機能検査 に従事しようとする 者に対する講習を受 けようとする者</p>	<p>認知機能検査員講習受 講手数料</p>		<p>講習一時間について 七百円</p>
---	----------------------------	--	--------------------------

第二条 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条中「及び道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）による改正後の法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査（以下「認知機能検査」という。）に従事しようとする者に対する講習に関する事務」を削り、同条中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第一百一条の四第二項の規定による認知機能検査に関する事務

別表第十二号中「千六百五十円」を「二千百円」に改め、同表第十三号中「三千二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表中第二十五号を削り、

第二十四号を第二十六号とし、同表第二十三号中

講習一時間について	二千五十円
講習一時間について	千五百円

を

五千八百円（当該講習が法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、五千三百五十円）	二千三百五十円
---	---------

に改め、同号を同表第二十五号とし、同表

第二十号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同表第十九号中「二千五百円」を「二千五百五十円」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表中第十四号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の二号を加える。

<p>十四 法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定による認知機能検査を受けようとする者</p>	認知機能検査手数料		六百五十円
<p>十五 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査に従事しようとする者</p>	認知機能検査員講習受講手数料		七百円

る者に対する講習を
受けようとする者

別表の備考の第二号及び第三号中「第十五号」を「第十七号」に改め、同備考の第四号及び第五号中「第十七号」を「第十九号」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十一年六月一日から施行する。ただし、第一条の規定は同年四月一日から、第二条の規定（別表第十二号及び第十三号の改正規定並びに同表第十九号の改正規定（同号を同表第二十一号とする部分を除く。））に限る。以下同じ。（）及び次項の規定は公安委員会規則で定める日から施行する。

2 第二条の規定の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例を廃止する条例

青森県駐留軍従業員等健康福祉センター条例（昭和五十八年三月青森県条例第二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正)

2 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例及び青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例及び青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例(平成十五年三月青森県条例第五号)

二 青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例(平成十五年三月青森県条例第六号)

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県農業大学校条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十九号

青森県農業大学校条例を廃止する条例

青森県農業大学校条例（昭和三十九年四月青森県条例第四十三号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県種畜貸付条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第五十号

青森県種畜貸付条例を廃止する条例

青森県種畜貸付条例（昭和二十六年九月青森県条例第六十七号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十一号

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十九年五月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年四月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年四月二十九日までの間に在職する青森県議会議員について適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭